

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 27 日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都千代田区神田東松下町28番地5 氏 名 代表取締役社長 青木 規悦 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3646-4721	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	上陽レミコン株式会社 東京工場
事業場の所在地	東京都江東区新砂3丁目11番5号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2122生コンクリート製造業
②事業の規模	製造品出荷額29億1246万円
③従業員数	16人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥⇒脱水⇒乾燥固化⇒破砕 戻りコン⇒固化破砕作業⇒コンクリートガラ⇒破砕 上澄水槽⇒脱水⇒乾燥固化⇒破砕 混合廃棄物⇒仕分け作業⇒破砕

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙添付

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	排 出 量	23,584.51 t	9.49 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	排 出 量	23,000.00 t	9.00 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	その他の汚泥	建設汚泥		
排 出 量	54.36 t	269.10 t	- t	- t
【目標】				
産業廃棄物の種類	その他の汚泥	建設汚泥		
排 出 量	54.00 t	260.00 t	- t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	－	t	－	t

【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	－	t	－	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	－	t	－	t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	－	t	－	t

【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－	t	－	t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	－	t	－	t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	全処理委託量	23,584.51 t	9.49 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面)－2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

産業廃棄物の種類				
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	その他の汚泥	建設汚泥		
全処理委託量	54.36 t	269.10 t	－ t	－ t
優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
再生利用業者への 処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	建設混合廃棄物
	全 処 理 委 託 量	23,000.00 t	9.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第5面)－2

	【目標】				
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	建設汚泥		
	全 処 理 委 託 量	54.00 t	260.00 t	－ t	－ t
	優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

備考

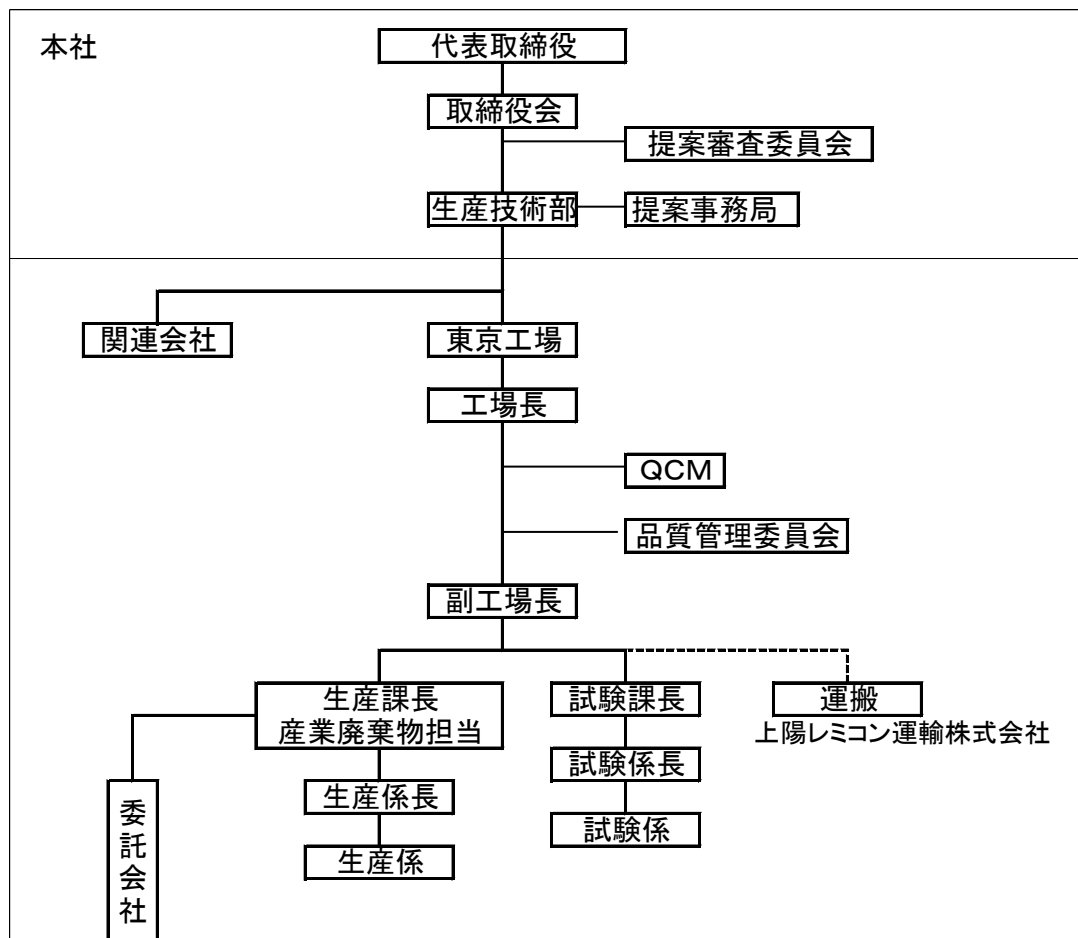
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

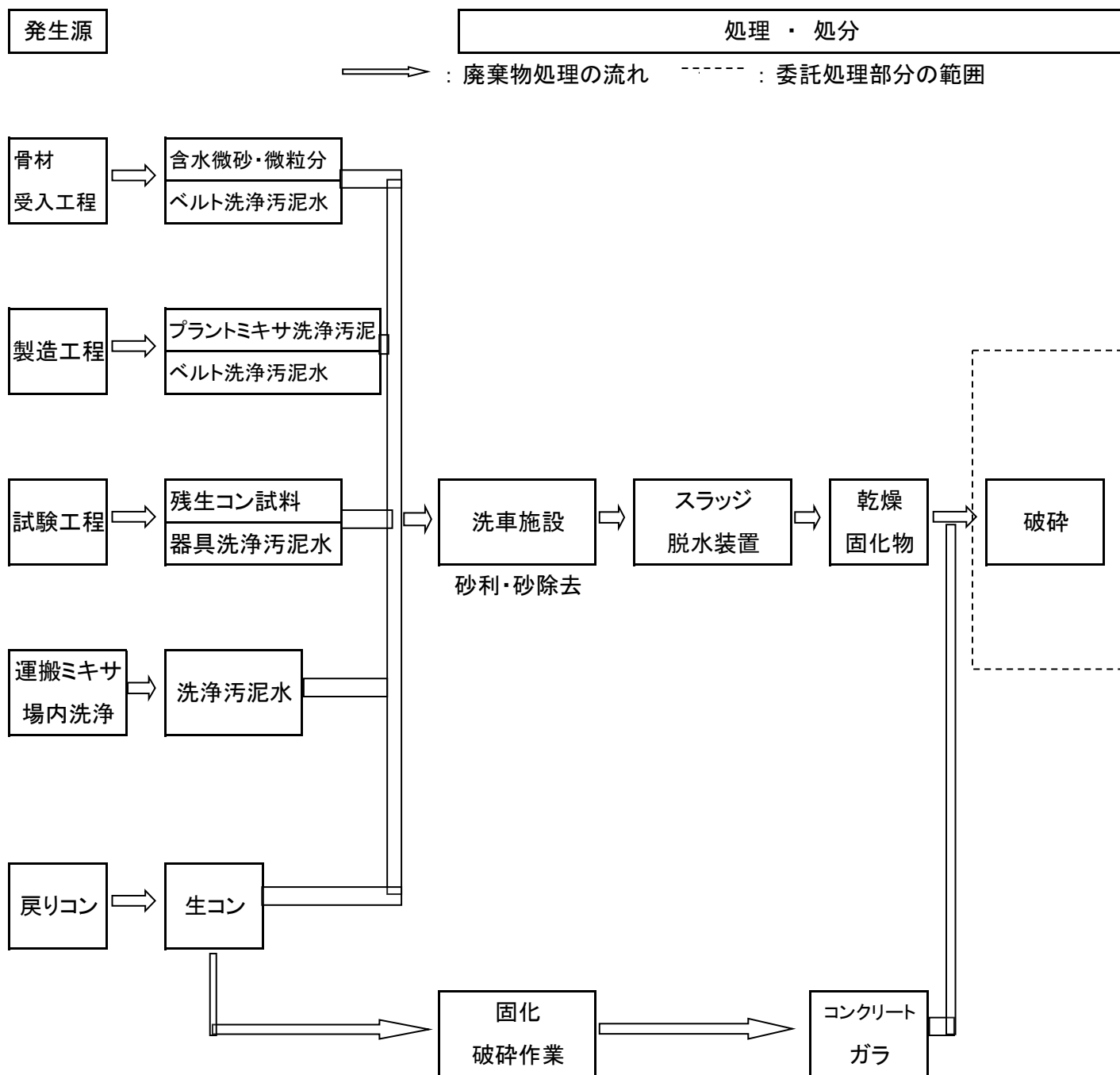
別紙1 産業廃棄物の処理に係る管理体制

(1) 責任者及び管理組織図

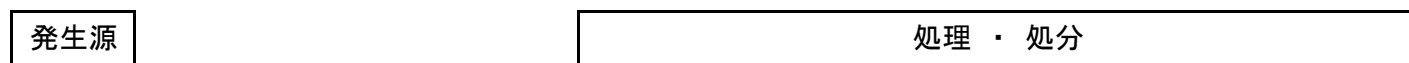
統括責任者		所 属：東京工場	職：工場長
廃棄物担当		組織名：生産課 組織人数：6名	職：生産課長
役割	社内規格 公害防止規定	○適用範囲：当工場の公害防止について適用する。 ○目的：公害に関する社会的責任を自覚し、関係法令を厳守すると共に公害発生防止に努めることを目的とする。 ○公害防止組織：公害防止に関する統括者及び管理者の任命。	
	廃棄物処理 統括責任者	○工場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○廃棄物処理計画の作成 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○発生時における緊急対策	
	廃棄物管理 担当課長	○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項	

廃棄物管理組織

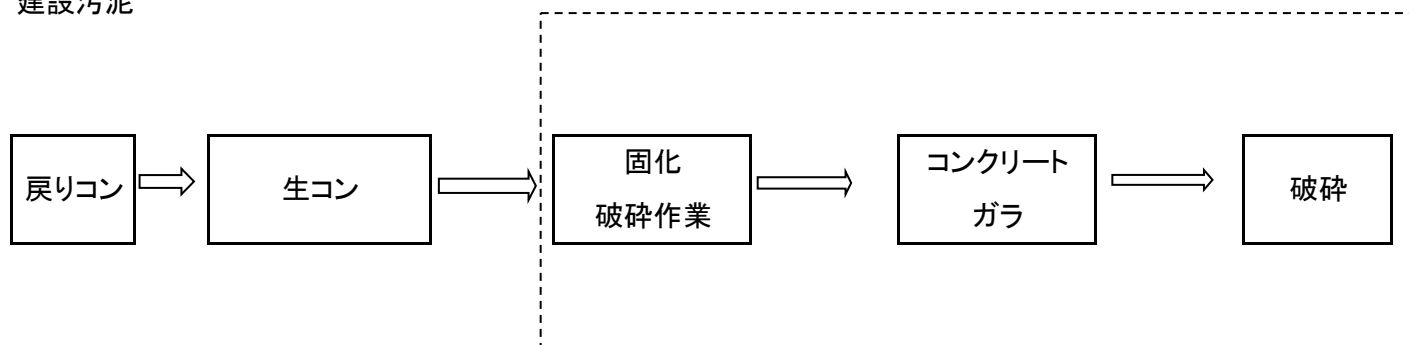




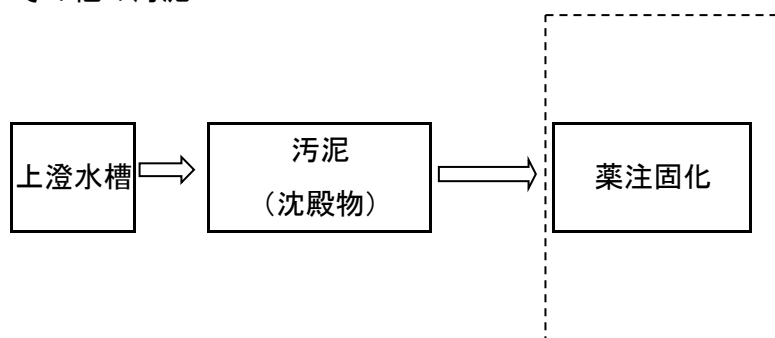
別紙1 廃棄物処理フロー図



建設汚泥



その他の汚泥



建設混合廃棄物

